

佐世保工業高等専門学校予算委員会規則

(平成27年5月13日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校に、本校の予算に関する事項を審議するため、予算委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- 一 校内予算配分に関する事。
- 二 その他予算に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 事務部長
- 六 総務課長
- 七 学生課長
- 八 その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第8号に規定する委員の任期は、当該年度末までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決すところによる。

(代理出席)

第8条 第3条に規定する委員が会議に出席できないときは、当該委員は、委員長の許可を

受けて委員以外の者を出席させることができる。この場合、委員はあらかじめ代理出席者の氏名を委員長に通知しなければならない。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、委員会において委員と同一の権限を有する。

(報告)

第9条 委員長は、委員会での審議結果を校長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成27年5月13日から施行する。

2 佐世保工業高等専門学校予算検討ワーキンググループ設置要項（平成26年5月14日制定）は、廃止する。

附 則（令和2年3月30日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。